ダイレクトバンキング利用規定改定のお知らせ

平素は池田泉州銀行をご利用いただきありがとうございます。

2025年10月13日(月)よりダイレクトバンキング利用規定を以下の通り改定いたしますのでお知らせいたします。

第18条サービス利用口座の変更・解約

旧 新(2025.10.13) (1)「代表口座」の場合 (1)「代表口座」の場合 変更はできません。この場合は、いったん本サービスの解約 変更はできません。この場合は、いったん本サービスの解約 手続きを行った後、新たな「代表口座」にて申込みを行って 手続きを行った後、新たな「代表口座」にて申込みを行って ください。 ください。 「代表口座」の解約をされる場合は、本サービスの解約及び 「代表口座」の解約をされる場合は、本サービスの解約及び 外貨預金取引にて開設した外貨預金口座、及びダイレクト 外貨預金取引にて開設した外貨預金口座、及びダイレクト 専用定期預金口座の解約もあわせて行ってください。 専用定期預金口座の解約もあわせて行ってください。 (2)「代表口座」以外のサービス利用口座の場合 (2)「代表口座」以外のサービス利用口座の場合 当行所定の方法にて届出ることにより、変更が可能です。 当行所定の方法にて届出ることにより、変更が可能です。 「代表口座」以外のサービス利用口座の解約があった場合 「代表口座」以外のサービス利用口座の解約があった場合 は、当行は本サービスのサービス利用口座から該当口座の は、当行は本サービスのサービス利用口座から該当口座の 削除処理を行います。 削除処理を行います。 サービス利用口座の名義人より削除依頼を受付けたとき、 または当行がサービス利用口座の登録を不適当と認めたと き、当行は事前に通知することなく本サービス利用口座から 当該口座の削除処理を行います。削除処理によって生じた 損害について、当行は責任を負いません。